

新型コロナウイルス対策（ガボン：制限措置の一部緩和及び水際措置の変更）

- 夜間外出禁止が「午後9時から翌午前5時まで」に変更されます。但し、ワクチン接種証明書があれば、夜間外出禁止期間中も外出可能です。
- レストランやバーが午後8時30分まで営業可能となりますが、入店には、ワクチン接種証明書か14日以内のPCR検査陰性証明書の提示が必要です。
- ワクチン接種証明書を持たない国外からの旅行者には、ホテルでの24時間の隔離措置がとられます（6月15日から）。

5月29日、ガボン政府は、新型コロナウイルス対策に関する制限措置の一部緩和及び水際措置の変更について発表しました。概要は次のとおりです。一部を除き、5月29日から適用されています。

- ・夜間外出禁止時間が「午後9時から翌午前5時まで」に変更。但し、ワクチン接種証明書の提示により、夜間外出禁止が免除され、また宗教行事やスポーツ行事等の集まりに参加できる。
- ・レストランやバーなどの営業時間が、午後8時30分まで可能となるが、入店に際しては、ワクチン接種証明書か14日以内のPCR検査陰性証明書の提示が必要。
- ・6月15日から、国外からの旅行者は、ガボン到着後、PCR検査を受け、陰性が判明するまで当地のホテルで24時間隔離されるが、ワクチン接種証明書を持っていればこの隔離措置は免除される。

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp